

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 次の処方せんの内容について処方医へ問い合わせたところ、ビラノア錠(処方1)は患者の生活パターンに合わせて一番都合の良い時間に服用するよう指導してほしいと指示がありました。そのため、投薬にあたり服用時点について患者と相談しましたが、仕事の都合上、決まった時間に食事をとれないことが多いので、服用のタイミングは後で少し考えてから決めたいそうです。投薬時にビラノア錠の服用時点が特定されていなくても、調剤料は2剤分を算定して構わないでしょうか。

処方1	ビラノア錠20mg	1錠	1日1回空腹時	14日分
処方2	キプレス錠10mg	1錠	1日1回就寝時	14日分

(静岡県 匿名希望)

A 調剤料2剤分として算定して差し支えありません。ビラノア錠は、①アレルギー性鼻炎、②蕁麻疹、③皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒の効能・効果を有する医薬品として、1回20mgを「1日1回空腹時」に服用することとされています。一方、キプレス錠は、①気管支喘息、②アレルギー性鼻炎の効能・効果を有する医薬品として、気管支喘息の場合には10mg、アレルギー性鼻炎の場合には5~10mgを「1日1回就寝前」に服用するものです。

今回のケースでは、患者が食事をとれる時間が不規則、すなわち、空腹時の時間を特定することが困難であるため、保険薬局において薬剤を投与する時点でビラノア錠(処方1)の具体的な服用時点が確定しているわけではありません。そのため、そのような場合に調剤料をどのように取り扱うべきかとのご質問ですが、処方せんの内容や疑義照会に対する処方医からの回答内容を考慮すると、処方1と処方2はそれぞれ異なる服用時点で服用することが想定されているものと推察されますので、処方1と処方2は別剤として取り扱うものであり、よって、内服薬の調剤料を2剤分算定することは問題ないと考えます。

ただし、薬剤投与の時点ではどうしても服用時点特定できず、後で患者自身が服用するタイミング(空腹時)を決めることになったとしても、保険薬局においては、1日1回服用するうえで前日とその翌日でどの程度の服用間隔(時間)を確保するのかなど、必要かつ適切な服薬指導の実施が前提であることはいうまでもありません。

Q 疑義照会により処方せんの内容に変更が生じると、病院から、変更後の内容を反映した新しい処方せんが発行され、変更前の処方せんと差し替えるよう求められることがあります。その場合でも、薬歴に疑義照会の内容を記録し、レセプトにはその旨のコメントを入れておけば、重複投薬・相互作用等防止加算を算定することはできますか。(静岡県 匿名希望)

A 重複投薬・相互作用等防止加算は算定できますが、保険請求にあたっては、その根拠となる情報が不可欠です。

処方せんによる調剤の際に薬剤師が行う疑義照会や、それに係る処方医からの回答内容を処方せんおよび調剤記録に記入することは、法令上、明確に義務付けられている行為です(表)。さらに保険調剤においては、患者の薬剤服用歴の記録(薬歴)にも記入しておかなければならないことになっています。

法令上そのような規定があることから、疑義照会により処方変更が生じて、疑義照会に関する情報が記録されている処方せんを変更後の内容を反映した新たな処方せんと差し替える必要はありませんが、処方せんを交付した保険医療機関の意向や以前の慣例がいまだに残っているような場合には、変更前後の処方せんを差し替えるよう依頼されることがあるようです。

しかし、変更内容を反映した新たな処方せんと当初の処方せんを差し替えてしまうと、調剤を行った保険薬局において疑義照会を行ったことの情報や記録(証拠)がな

